

2025年7月3日

ヨット・モーターボート総合保険ご契約者の皆さまへ

ヨット・モーターボート総合保険 商品改定のご案内

損害保険ジャパンでは2025年10月1日以降保険始期のご契約から、下記のとおりヨット・モーターボート総合保険の商品改定を実施いたします。

本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 保険料に関する改定

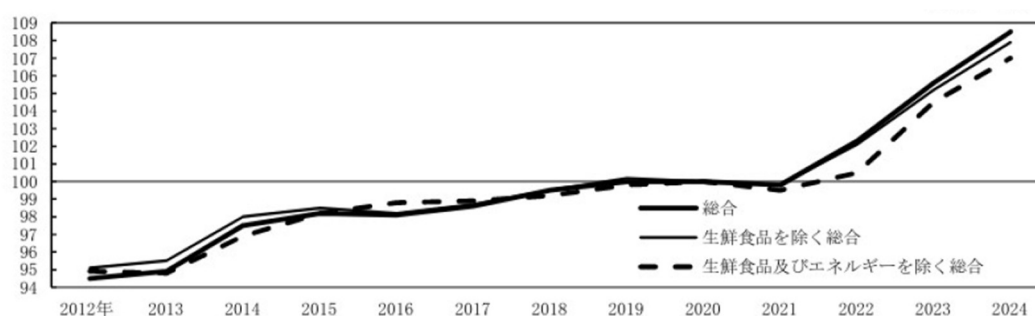
近年、ヨット・モーターボート総合保険でお支払いする保険金が増加し、損害率が悪化しております。

特に、船体条項において物価上昇の影響から船体の修理費用が高額化していること、賠償責任条項において高額な保険金のお支払いが増えていることが要因となります。今後も万が一の事故に備えるヨット・モーターボート総合保険を、安定的にお客さまにお届けするため、保険料の引上げを実施いたします。

◆保険料改定の対象

- ・船体条項(ご契約船舶に生じた損害を補償)
- ・賠償責任条項(運航中などに第三者に与えた損害賠償責任を補償)

<近年の消費者物価指数(2020年=100とした場合)>



出典:総務省「2020年基準消費者物価指数」より

2. 賠償責任条項の保険金額変更

高額な保険金額での事故発生による収支の悪化を抑制し、将来に渡って安定的に商品を提供していくため、賠償責任条項のお引受け保険金額の上限額を3億円に変更いたします。

3. その他の改定

項目		概要
払込方法		12分割11回払を廃止します(12回払に変更となります)。
最低保険料		5千円に変更します。
普通保険約款 (傷害保険標準 約款改定に伴 い傷害保険と 統一)	配偶者・同性パ ートナー	「配偶者」および「親族」に属する配偶者に、「戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者(いわゆる同性パートナー)」を含むこととするため、定義を新設します。
	みなし通院規定	搭乗者傷害危険担保特約条項において、みなし通院の対象となる「器具」「部位」の範囲について、自賠責保険における取扱いと整合させます。
	指定薬物(危険 ドラッグ)	麻薬等運転免責規定に「指定薬物」(いわゆる危険ドラッグ)を含むことを明確化します。

詳細については、下記のお問い合わせ先までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

有限会社木下保険事務所

電話 047-380-8742(平日9時から21時)

以上